

浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の重要な交通機関である天竜浜名湖線の鉄道事業を営む者（以下「鉄道事業者」という。）に対し、安定運行を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 総会 天竜浜名湖線市町会議総会をいう。
- (2) 経営計画 鉄道事業者が策定した「天竜浜名湖鉄道経営計画 2019～2023」をいう。
- (3) 補助要望額 鉄道事業者が経営計画において年度ごとに要望する額をいう。
- (4) 基金 浜松市天竜浜名湖鉄道経営助成基金をいう。
- (5) 消費税仕入控除税額 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額をいう。
- (6) 消費税仕入控除税額等 消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た額を乗じて得た金額をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助要望額のうち、地域鉄道対策事業債の対象となっている事業に要する経費。
- (2) 補助要望額のうち、前号の経費を除く経費。
- (3) 第1号及び第2号の経費以外で、総会において鉄道の安全運行を維持するために必要であると認められた設備の整備等に要する経費。

(補助額)

第4条 補助額は、次の各号に掲げる経費の額の合計額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる補助対象経費の額に、平成30年度第2回総会において定められた本市負担率を乗じた額。ただし、10万円未満の端数を切り捨てる。
- (2) 平成30年度第2回総会において定められた本市負担額から、前号に掲げる額を減じて得た額。
- (3) 前条第3号に掲げる補助対象経費のうち、総会において必要であると認められた額。ただし、基金の残高のうち、浜松市天竜浜名湖鉄道自然災害等支援事業費補助金交付要綱で上限として定められた額を控除した額を上限とする。

(交付の条件)

第5条 鉄道事業者は、浜松市が賦課する税を完納していなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 鉄道事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、その可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨及びその理由を書面により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付変更申請、報告)

第8条 前条の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次のいずれかに該当する場合にあっては、補助金交付変更申請書(第3号様式)に別表第1に掲げる書類のうち変更に関係するものその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により補助金の交付を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとする場合(補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさないものとして市長が認める場合を除く。)

(2) 補助対象経費の額を変更しようとする場合

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額が変更しない場合において、補助対象経費の内訳が変更する場合は、補助対象経費にかかる報告書(第4号様式)を市長に提出することとする。

(補助金の交付変更決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を決定したときは、補助金交付変更決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

3 第1項の決定は、第7条第3項の規定を準用するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者(前条の規定により変更の決定を受けた者を含む。以下同じ。)は、補助事業が完了したときは、速やかに、補助事業完了報告書(第6号様式)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された補助事業完了報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に
行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため市長が特に必要がある
と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
- 3 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、補助金
概算払承認申請書（第8号様式）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなけ
ればならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められる場合は、
補助金概算払決定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金を受けようとするときは、前々条又は前条第4項の
通知後、補助金（概算払）請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
い。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 補助金対象経費に含まれる消費税仕入控除税額等の取扱いは、次のとおり
とする。

- (1) 第6条の規定による補助金の交付申請において、補助金に係る消費税仕入控除
税額等がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請するものとす
る。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない
場合は、この限りでない。
- (2) 第10条の規定による実績報告までに、補助金に係る消費税仕入控除税額等が
明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その
金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告するものとす
る。
- (3) 第10条の規定による実績報告以降において、補助金に係る消費税仕入控除税
額等が確定したときは、その金額（前々号又は前号により減額したものについ
ては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第
11号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて
これを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から令和2年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年1月7日から施行し、平成31年4月1日に遡及して適用する。

2 この要綱の改正前の規定により交付決定された補助金は、改正後の規定により交付決定されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表第1（第6条関係）

収支計画書
補助対象経費明細書（計画）
市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
鉄道施設等にかかる火災保険等の加入状況、保険対象範囲が分かる資料
市税納付確認同意書（第12号様式）
暴力団排除に関する誓約書（第13号様式）

別表第2（第10条関係）

収支決算書（案）
補助対象経費明細書（実績）
第3条第1項にて補助対象経費となっている事業にかかる工事等請負契約書・工事等完了届の写し、工事等完了検査調書

別表第3（第12条関係）

資金計画表

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金交付申請書

浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

2 交付を受けようとする補助金の額

第3条第1項による額（ア） 円

第3条第2項による額（イ） 円

第3条第3項による額（ウ） 円

申請額（ア+イ+ウ） 円

3 その他

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

条 件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業を中止し又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の事業運営状況又は経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 7 事業完了後、速やかに指定する様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 9 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- 10 以上の他、規則及び浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）の規定に従うこと。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金交付変更申請書

年 月 日付浜松市指令都交第 号により交付決定を受けた浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更後に交付を受けようとする補助金の額 金 円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助対象経費にかかる報告書

年 月 日付浜松市指令都交第 号により交付決定を受けた浜松市天竜
浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について下記のとおり変更したいので、同補
助金交付要綱第8条第2項の規定により報告します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更後の補助対象経費

第3条第1項による額（ア）	円
第3条第2項による額（イ）	円
第3条第3項による額（ウ）	円
申請額（ア＋イ＋ウ）	円

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり交付変更決定しましたので、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

変更交付決定額 金 円

条件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業を中止し又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の事業運営状況又は経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 7 事業完了後、速やかに指定する様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 9 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- 10 以上の他、規則及び浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）の規定に従うこと。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助事業完了報告書

年 月 日付浜松市指令都交第 号により（変更）交付決定を受けた浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり完了したので、同補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業の内容・成果
- 3 補助金交付申請書に記載した内容と相違があった場合はその理由
- 4 交付確定を受けたい額 金 円
- 5 その他

第7号様式（第11条関係）

浜松市 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり確定しましたので、同補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金概算払承認申請書

年 月 日付浜松市指令第 号により（変更）交付決定を受けた浜松市天竜
浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり概算払いを受けたい
ので、同補助金交付要綱第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 概算払いを必要とする理由

- 2 概算払いを必要とする額

- 3 概算払いを必要とする時期

- 4 添付書類

- 5 その他

第9号様式（第12条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払決定通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、下記のとおり承認しましたので、同補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

記

1 （変更）交付決定額 円

2 概算払承認額 円

3 概算払時期 年 月

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金（概算払）請求書

年 月 日付浜松市指令第 号により補助金の交付確定（概算払承認）を受けた浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

1 請求金額

交付確定額（概算払承認額）（ア）	円
受領済額（イ）	円
請求額（アーイ）	円

2 振込先

金融機関・支店名
口座種別・口座番号
口座名義人
(フリガナ)

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付浜松市指令都交第 号により交付決定を受けた浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により消費税仕入控除税額等が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額

金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円

第12号様式（第6条関係）

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 交通政策課

所在地
名称
代表者氏名 印

市税納付確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市天竜浜名湖鉄道支援安定運行等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市天竜浜名湖鉄道支援安定運行等事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市天竜浜名湖鉄道安定運行等支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

所在地

名称及び代表者氏名

印